非常勤職員の通勤に係る費用弁償の支給誤り

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 高石高等学校 | 非常勤職員Ａについて、令和５年８月の勤務日数が５日であるにもかかわらず、通勤に係る費用弁償の額を誤り、４日分しか支給されていなかった。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 職員 | 通勤に係る費用弁償の支給基礎額 | 既支給額 | 正規支給額 | 不足額 |
| Ａ | 2,020円 | 8,080円 | 10,100円 | 2,020円 |

 | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 【非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例】（費用弁償）第３条　非常勤職員の費用弁償の額は、常勤の職員に支給する通勤手当又は旅費の額との権衡を考慮して、任命権者が知事の承認を得て定める額とする。【大阪府公立学校一般職非常勤職員就業等規則】（通勤に係る費用弁償）第22条　２　通勤に係る費用弁償の支給基礎額は、次の各号のいずれかによるものとする。四　１日の普通乗車券による運賃の額 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和６年５月28日）